

アイベックス・サポート・クラブ利用規約改定のお知らせ

令和 5 年 2 月 16 日

弊社は、アイベックス・サポート・クラブ利用規約について、令和 5 年 4 月 3 日から、以下の新旧対照表のとおり変更するものとします。下線部分は変更箇所を示しています。

変更前	変更後
アイベックス・サポート・クラブ利用規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下、「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX 給与 II（以下「本製品」といいます）のサポートサービスと保守サービスに関する特典を利用するための利用条件及び弊社と特典の利用を希望するお客様との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社と<u>特典の利用を希望するお客様との間に締結される契約に適用される利用規約です。</u> 本製品のサポートサービスと保守サービスに関する特典（以下、「本特典」といいます）の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。 <u>本特典の利用を希望するお客様は</u>、本規約に同意した場合、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。 また、本規約に同意した場合とは、弊社のホームページ等の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は利用規約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。	アイベックス・サポート・クラブ利用規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社日本デジタル研究所（以下、「弊社」といいます）が提供する JDL IBEX 給与 II（以下「本製品」といいます）のサポートサービスと保守サービスに関する特典を利用するための利用条件及び弊社と特典の利用を希望するお客様（以下「<u>お客様</u>」<u>とい</u>います）との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社とお客様との間に締結される契約に適用される利用規約です。 本製品のサポートサービスと保守サービスに関する特典（以下、「本特典」といいます）の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。 お客様は、本規約に同意した場合、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。 また、本規約に同意した場合とは、弊社のホームページ等の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は利用規約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。
（契約目的・本製品・本特典等） 第 1 条 《現行通り》 2. <u>本特典の利用を希望するお客様が JDL IBEX 給与 II とともにマイナンバー管理を利用している場合、本特典はマイナンバー管理を含む本製品に対して提供されます。</u> 3. 本特典中のサポートサービスに関する特典は、本製品の使用条件を定めた「JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書」に<u>附属する「操作、設置・初期設定に関</u>	（契約目的・本製品・本特典等） 第 1 条 《条文省略》 2. お客様が<u>本製品</u>とともに JDL IBEX 給与 II マイナンバー管理を利用している場合、本特典は <u>JDL IBEX 給与 II</u> マイナンバー管理を含む本製品に対して提供されます。 3. 本特典中のサポートサービスに関する特典は、本製品の使用条件を定めた「JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書」<u>（以下、「本使用許諾契約書」とい</u>

するサポートサービスの特約」第2条第2項第1号及び第2号のサポートサービスの提供条件について更に特約を定めたものであり、本特典中の保守サービスに関する特典は、<u>「JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書」第6条第3項の弊社の定め（有償の都度契約）</u>と同条2項の保守サービスの内容について特約を定めたものです。本特典に該当するこれらの特約内容以外は、<u>元の条項等</u>に従うものとします。 4. 本特典は、個人事業者を含む事業者向けサービスです。そのため、<u>本特典を利用できるお客様は事業者とし、かつお客様が事業としてまたは事業のために利用する場合に限り本特典を利用できるものとします。</u>また、お客様が営業活動に関連のない個人のために本特典を利用することはできないものとします。	す）第6条第3項のサポートサービスの提供条件について更に特約を定めたものであり、本特典中の保守サービスに関する特典は、<u>本使用許諾契約書第7条第3項第1文の有償の都度契約</u>と同条2項の保守サービスの内容について特約を定めたものです。本特典に該当するこれらの特約内容以外は、<u>本使用許諾契約書の条項等</u>に従うものとします。 4. 本特典は、個人事業者を含む事業者向けサービスです。そのため、お客様は事業者とし、かつお客様が事業としてまたは事業のために利用する場合に限り本特典を利用できるものとします。また、お客様が営業活動に関連のない個人のために本特典を利用することはできないものとします。
（サポートサービスに関する特典の内容） 第2条 サポートサービスに関する特典の内容は、本規約に定める利用料金で、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間、20 案件（20 インシデント）までのサポートサービスを利用できることとします。<u>但し、電話の方法で利用する場合は、1 インシデントに関する通話開始から通話終了までの継続した時間の中の通話開始から 20 分までの時間に関するサポートサービスを本特典で利用できるサポートサービスとします。</u>また、本特典の利用契約（以下「本契約」といいます）が更新された場合、サポートサービスに関する特典は、更新後の契約期間でも同様に利用することができて、その後の更新についても同様とします。 2. サポートサービスに関する特典の内容に含まれない 20 案件を超えるサポートサービスや<u>電話の方法で利用する場合の通話開始から 20 分を超えた以降の通話終了に至る時間までのサポートサービスについては、「操作、設置・初期設定に関するサポートサービスの特約」第2条第2項第1号及び第2号に従って料金を算定し、本規約に定める利用料金とは別に、利用のための料金の支払を必要とします。</u>	（サポートサービスに関する特典の内容） 第2条 サポートサービスに関する特典の内容は、本規約に定める利用料金で、本契約の成立年月日から契約期間満了日までの期間、20 案件（20 インシデント）までのサポートサービスを利用できることとします。また、本特典の利用契約（以下「本契約」といいます）が更新された場合、サポートサービスに関する特典は、更新後の契約期間でも同様に利用することができて、その後の更新についても同様とします。 2. サポートサービスに関する特典の内容に含まれない 20 案件を超えるサポートサービスについては、<u>本使用許諾契約書第6条3項に従って料金を算定し、本規約に定める利用料金とは別に、利用のための料金の支払を必要とします。</u>
（保守サービスに関する特典の内容）	（保守サービスに関する特典の内容）

第3条 《現行通り》 2. \ 《現行通り》 4. 5. バージョンアップ版またはリニューアル版の使用には、改めて別途、<u>JDL IBEX（パッケージ（CD 提供）版）製品に関するソフトウェア使用許諾契約書</u>の同意が必要となる場合があります。また、バージョンアップ版またはリニューアル版には、受領時の検査・通知による仕様不適合を理由とする法令上の履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除はできないものとします。なおこの場合も、弊社は不具合に対応するため、バージョンアップを行う場合があります。	第3条 《条文省略》 2. \ 《条文省略》 4. 5. バージョンアップ版またはリニューアル版の使用には、改めて別途、<u>本使用許諾契約書</u>の同意が必要となる場合があります。また、バージョンアップ版またはリニューアル版には、受領時の検査・通知による仕様不適合を理由とする法令上の履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除はできないものとします。なおこの場合も、弊社は不具合に対応するため、バージョンアップを行う場合があります。
《新設》	<u>（準拠法）</u> 第12条 <u>本契約に関する準拠法は、日本法とします。</u>
第12条 《現行通り》	第13条 《条文省略》

以上